

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 19

| | | |
|----------|-------------------------|---|
| 許認可等の内容 | | 補装具費の支給 |
| 根拠法令及び条項 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条 |
| 審査基準 | 関係条項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の7、第65条の8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第38条第1項、第2項 |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | 支給決定については、次の基準により行う。 ・補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日障発第0323号第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ・茅ヶ崎市補装具費自己負担額給付金要綱 ・茅ヶ崎市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成25年4月1日設定（平成30年4月1日最終変更） |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 総日数 30日（休日は含まない。） |
| | 設定等年月日 | 平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更） |